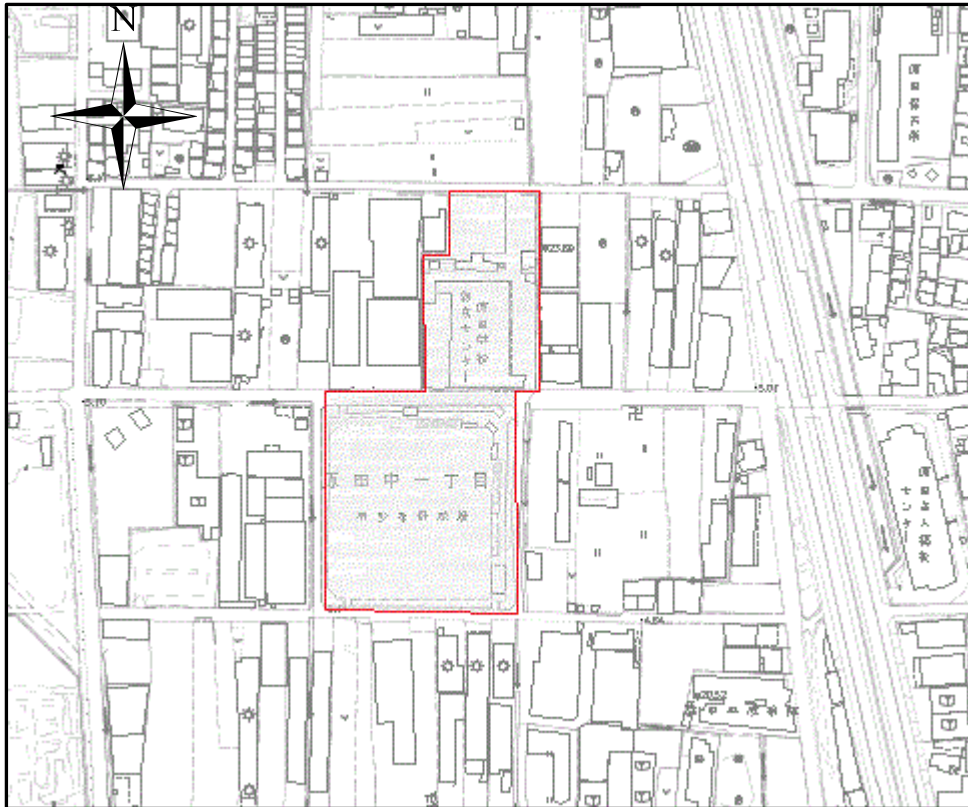


原田中一丁目地区建築協定（抜粋）



（目的）

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号 以下「法」という。）第69条及びこれに基づく豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年条例第31号 以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、第5条に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の用途に関する基準を定め、原田中一丁目地区として住工混在の防止を図り準工業地域としての環境を高度に維持推進することを目的とする。

（建築物等の基準）

第6条 協定区域内には次に掲げる建築物の建築をしてはならない。

- ア 法別表第2の第（い）項第一号から第七号までのもの及び同項第八号のうち入院施設のあるもの
- イ 法別表第2の第（は）項第二号から第四号までのもの
- ウ 法別表第2の第（に）項第三号から第六号までのもの
- エ 法別表第2の第（ほ）項第二号から第三号までのもの
- オ 法別表第2の第（へ）項第三号のもの
- カ 法別表第2の第（り）項第二号及び第三号のもの
- キ 法施行令第130条の5の2第五項のもの
- ク 店舗、飲食店、展示場、遊技場に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの

2 前項の規定は建築物の用途を変更する場合にも適用する。